

有価証券関係情報

●有価証券関係

●満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成27年9月30日			平成28年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	-	-	-	-	-	-
関連会社株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成27年9月30日	平成28年9月30日
子会社株式	2,619	2,619
関連会社株式	-	103
合計	2,619	2,723

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

		平成27年9月30日			平成28年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	559,991	167,539	392,452	583,221	157,701	425,520
	債券	2,056,300	2,021,805	34,495	1,957,393	1,912,773	44,619
	国債	974,424	953,766	20,657	877,698	851,074	26,624
	地方債	356,481	348,838	7,643	352,776	342,760	10,015
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	725,394	719,200	6,193	726,918	718,938	7,979
	その他	199,418	186,806	12,612	175,293	168,905	6,387
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	外国債券	132,177	130,614	1,563	125,349	123,419	1,930
	その他	67,241	56,192	11,049	49,944	45,486	4,457
	小計	2,815,711	2,376,150	439,560	2,715,909	2,239,381	476,527
	株式	6,992	7,741	△ 748	16,709	19,007	△ 2,297
	債券	39,005	39,081	△ 76	74,504	75,030	△ 526
合計	国債	-	-	-	20,699	21,035	△ 336
	地方債	118	118	△ 0	21,582	21,649	△ 67
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	38,886	38,963	△ 76	32,222	32,345	△ 122
	その他	47,791	49,405	△ 1,614	42,830	43,316	△ 486
	外国債券	20,166	20,214	△ 47	20,737	20,843	△ 105
	その他	27,624	29,191	△ 1,566	22,092	22,472	△ 380
小計	93,788	96,228	△ 2,440	134,043	137,354	△ 3,310	
合計	2,909,500	2,472,379	437,120	2,849,952	2,376,735	473,217	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,735	2,829
その他	965	1,732
合計	3,700	4,561

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間期において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

●減損処理を行った有価証券

(平成27年9月中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、141百万円(うち、株式141百万円、社債0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(平成28年9月中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

●金銭の信託関係

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

●その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成27年9月30日	平成28年9月30日
評価差額	437,120	473,217
その他有価証券	437,120	473,217
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 138,535	△ 142,938
その他有価証券評価差額金	298,584	330,278